

## ニホンジカ小委員会の開催結果（概要）

- 1 開催日時 平成 28 年 7 月 27 日（水）  
午前 10 時から午後 0 時
- 2 開催場所 千葉県森林会館 5 階第 1 会議室  
千葉市中央区長洲 1-15-7
- 3 出席者  
【委員】吉田正人委員（委員長）、並木康雄委員、草刈秀紀委員、  
榎本文夫委員、鎌田薫委員、山田一郎委員、平松等委員、  
小林琢也委員  
【 県 】 自然保護課長他
- 4 議 案  
議案第 1 号 平成 28 年度におけるニホンジカの狩猟（案）について  
議案第 2 号 第 3 次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）に基づく平成 28  
年度の事業実施方針（案）について
- 5 審議結果  
上記 2 の議案について審議がなされ、原案のとおり異議なく議決された。
- 6 主な質疑
  - ・糞粒調査は夏と冬とでは糞の消失速度が大きく異なると思うが、調査時期は例年同じなのか。また、糞の短径が 7mm 未満のものをキョンと区分しているが、シカの幼獣の糞が混じってしまうことはないのか。  
→調査は毎年 12 月～1 月に行っている。この時期は体サイズの小さい幼獣はほとんどおらず、また、過去にキョンとシカの腸内の糞を調べており、7mm の区分で問題がないことを確認している。紛らわしい糞については調査対象から外している。
  - ・現在の個体数推定法の精度の問題から、今後の推定方法について検討をしていると  
のことであったが、具体的に考えている方法などあるのか。  
→階層ベイズ法による推定を行うことを検討している。これは環境省がおこなった  
推定でも使われた手法であり、以前当県の生物多様性センターの研究報告でも  
この手法による推定の報告がされている。
  - ・森林植生衰退状況調査は今後定点調査を行うのか。経過をみるには同一地点での調  
査でないといけないと思うがその点は。  
→5 年程度の期間ごとに定点調査を実施していきたいと考えている。今回の調査は  
今年度行う特定計画の改定に結果を反映したいと考えている。今後も特定計画  
の改定前に調査を実施していきたい。調査地点については GPS で位置情報の記  
録を行うこととしている。

# 千葉県環境審議会鳥獣部会ニホンジカ小委員会次第

日時 平成 28 年 7 月 27 日 (水)

午前 10 時から

場所 千葉県森林会館 5 階

第 1 会議室

1 開 会

2 千葉県環境生活部自然保護課長あいさつ

3 議 案

第 1 号 平成 28 年度におけるニホンジカの狩猟 (案) について

第 2 号 第 3 次千葉県第二種特定鳥獣管理計画 (ニホンジカ) に基づく平成 28 年度の事業実施方針 (案) について

4 その他

5 閉 会

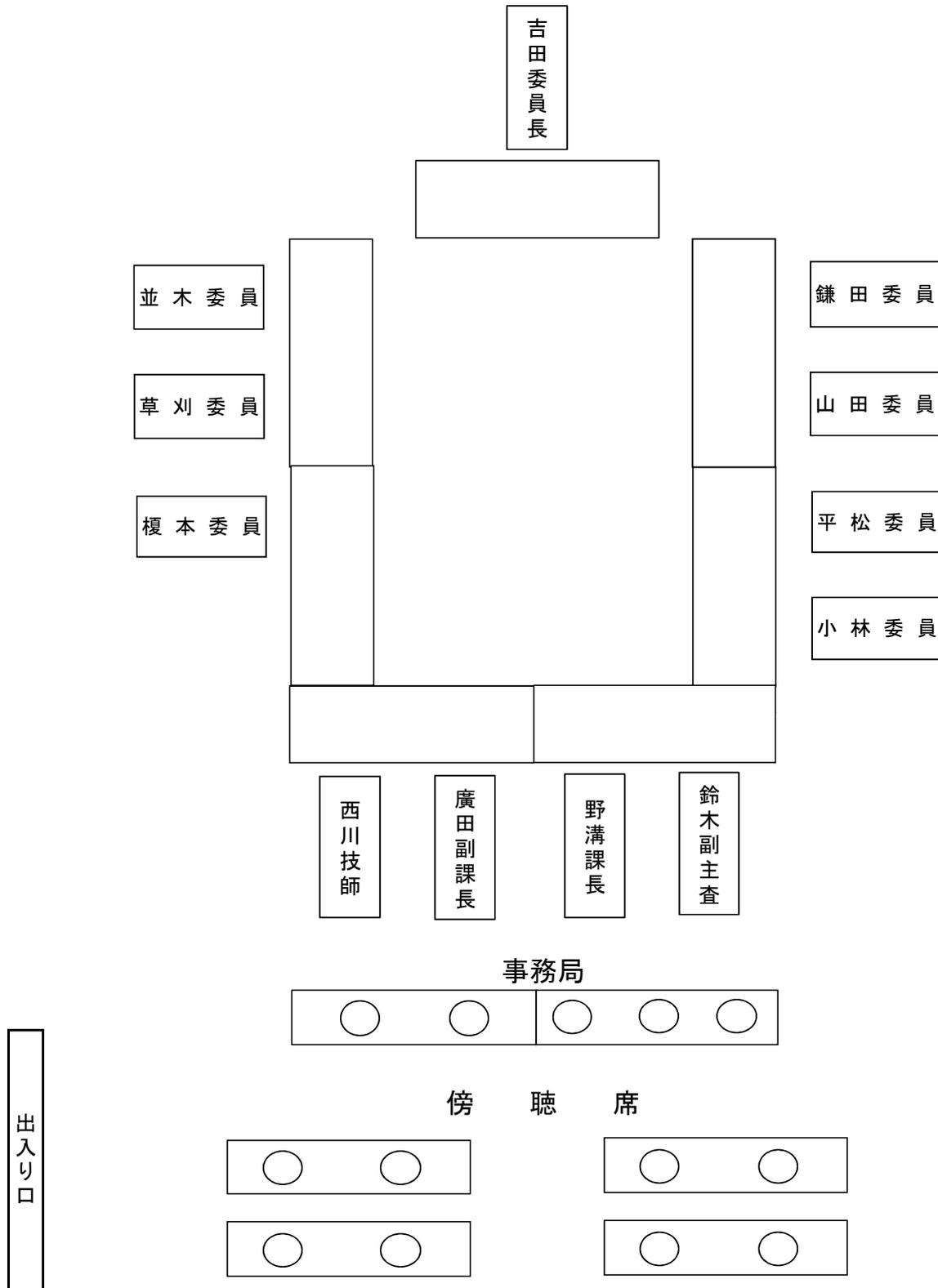
千葉県環境審議会鳥獣部会ニホンジカ小委員会  
出席者名簿

平成28年7月27日(水)  
千葉県森林会館5階 第1会議室

区分	氏名	役職名	出欠
部会委員	吉田 正人	筑波大学大学院 世界遺産専攻・世界文化遺産学専攻 教授	出
	並木 康雄	千葉県森林組合連合会 代表理事専務	出
専門委員	草刈 秀紀	「野生生物と社会」学会 理事	出
	榎本 文夫	一般社団法人千葉県猟友会	出
臨時委員	鎌田 薫	安房農業協同組合 常務理事	出
	山田 一郎	鴨川市 農水商工課長	出
	平松 等	勝浦市 農林水産課長	出
	小林 琢也	君津市 経済部 農政課長	出

# 千葉県環境審議会鳥獣部会ニホンジカ小委員会 座席表

千葉県森林会館5階第1会議室



# 議 案

議案第 1 号

平成 28 年度におけるニホンジカの狩猟（案）について

法第 14 条第 3 項の規定による捕獲禁止等の一部解除

法第 12 条第 2 項の規定による捕獲禁止及び制限

同条第 3 項の規定による狩猟の事前承認

（法：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）

## 平成28年度におけるニホンジカの狩猟（案）について

### 1 内 容

別紙「平成28年度におけるニホンジカの狩猟（案）について」のとおり

### 2 根拠法令

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第12条第2項（県による捕獲等の禁止及び制限）、第3項（狩猟の事前承認）、第14条第3項（国の規制の解除）

### 3 期 間

平成28年11月15日から平成29年2月15日まで

### 4 理 由

本県では、第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）を千葉県環境審議会等を経て平成27年度に策定したところであり、同計画の中で、「狩猟を効果的かつ安全に機能させるため、網猟・わな猟は県全域で解禁（国の規制解除）、銃猟は入猟者承認制度に基づく必要な規制の下で解禁（国の規制解除）し、できるだけ捕獲数の総量規制が可能となる措置を講ずる。狩猟の規制内容は、毎年度の実施状況を踏まえて検討する。」となっている。

このため、別紙記載事項により、制限を加えた上で狩猟を実施することとしたい。

### 5 昨年度との変更点

なし

(別紙)

平成28年度におけるニホンジカの狩猟(案)について

1 内容

第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)に基づき、銃猟については入猟者承認制度を採用し、捕獲数についても必要な規制を加える。

期間：平成28年11月15日から平成29年2月15日まで				
網猟・わな猟		銃猟		
・当該狩猟者登録のみで狩猟できる  ・1人狩猟期間中40頭まで	・当該狩猟者登録のほか、県の承認を得なければ狩猟できない  ・1人狩猟期間中20頭まで	市 町 村 名	承認限度 チーム数	承認限度人数 (1チーム8～ 20名とする)
		市 原 市	2	16～40名
		勝 浦 市	3	24～60名
		大 多 喜 町	5	40～100名
		御 宿 町	1	8～20名
		鴨 川 市	5	40～100名
		鋸 南 町	2	16～40名
		君 津 市	7	56～140名
		富 津 市	5	40～100名
		南 房 総 市	1	8～20名
		上 記 以 外 の 地 域	0	0名
		合 計	31	248～620名

※ 昨年度との変更点  
なし

2 安全対策

安全対策の徹底を図るため県の主催する講習会の受講を義務付け、未受講者は承認しないこととする。

また、承認候補チームの講習受講者が8名に満たない場合、当該チームは承認しないこととする。

議案第 2 号

第 3 次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）に基づく平成 2 8 年度の事業実施方針（案）について

法第 7 条の 2 の規定に基づき策定した第 3 次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）の進行管理

（法：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）

第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）に基づく  
平成28年度の事業実施方針（案）について

1 内 容

別紙「第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）に基づく平成28年度の事業実施方針（案）について」のとおり

2 目 的

第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）に基づき、生息状況等の調査を実施する。

3 事業実施期間

平成28年7月から平成29年3月まで

4 理 由

本県では、第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）を千葉県環境審議会等を経て平成27年度に策定したところであり、同計画の中で県は「モニタリング等の調査研究」を実施することとなっており、できる限り経年的に実施する調査と、概ね5年ごとに行う調査の項目が設定されている。

このため、糞粒調査、個体モニタリング調査、森林植生衰退状況調査について、別紙のとおり実施することとしたい。

(別紙)

第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）に基づく  
平成28年度の事業実施方針（案）について

1 糞粒調査について

生息密度及び生息数の推定のため、糞粒調査を実施する。

平成25年度より、県内の生息域を3つに区分して3年で一回りするように調査を実施している。

(1) 実施ライン数

平成28年度は長柄町3ライン、長南町5ライン、睦沢町1ライン、一宮町1ライン、勝浦市（保護管理ユニットU1）2ライン、いすみ市16ライン、御宿町4ライン、館山市2ライン、鴨川市（ユニットG1）2ライン、南房総市19ライン、鋸南町9ライン、富津市16ラインの計80ラインを実施する。

(2) 調査時期

平成28年12月～平成29年1月の間

2 個体モニタリング調査について

繁殖状況及び栄養状態の把握を行うため、ニホンジカのメス個体の下顎若しくは頭骨、子宮（胎児を含む）、腎臓及び周囲の脂肪についてサンプル回収し、年齢査定、妊娠査定、脂肪蓄積量測定を行う。

(1) 予定モニタリング数

35頭程度を予定。

(2) 調査時期

平成28年12月～平成29年3月の間

3 森林植生衰退状況調査について

県内のニホンジカ及びキョン分布域内における自然植生への両種による影響の把握を行う。

(1) 調査地点数

調査地点は54地点とし、5倍地域メッシュ（5kmメッシュ）内に、1メッシュ1地点を選定する。

各調査地点は原則として糞粒調査ラインに近接する地点とする。

(2) 調査時期

平成28年7月～平成28年8月の間

# ニホンジカ関係資料

平成28年7月27日 ニホンジカ小委員会



## 目 次

1	平成 27 年度ニホンジカ管理事業の実施結果について	1
(1)	捕獲結果	1
ア	捕獲数目標と捕獲実績	1
イ	捕獲数の対前年度比較	3
ウ	捕獲数の推移（県内全域）	4
エ	市町等による捕獲	5
①	市町別捕獲数の推移	5
②	市町別捕獲方法別捕獲実績	7
オ	県による捕獲	9
カ	狩猟による捕獲	10
①	狩猟における市町別捕獲数	10
②	銃猟承認結果と承認者の捕獲状況	11
③	捕獲頭数ごとの捕獲者数	13
キ	捕獲個体の性比	14
①	捕獲方法別の捕獲個体の性比	14
②	市町別の捕獲個体の性比	14
(2)	農業被害額・被害面積の動向	15
(3)	調査結果	17
ア	平成 27 年度末の推定生息数	17
イ	推定生息数の推移	21
ウ	主要市町の推定生息数の推移	22
エ	生息分布調査結果	23
オ	妊娠率分析結果	25
2	平成 28 年度ニホンジカ狩猟（案）について	26
(1)	平成 28 年度におけるニホンジカ狩猟（案）	26
(2)	平成 28 年度におけるニホンジカの狩猟に係る安全対策（案）	26
3	平成 28 年度ニホンジカ管理事業の実施方針（案）について	28
(1)	目標捕獲数（案）について	28
(2)	糞粒調査について	29
(3)	個体モニタリング調査について	31
(4)	森林植生衰退状況調査について	31

# 1 平成 27 年度ニホンジカ管理事業の実施結果について

## (1) 捕獲結果

### ア 捕獲数目標と捕獲実績

表 1 平成 27 年度のニホンジカ目標捕獲数と捕獲実績

区 域	区 分	目標捕獲数	捕獲実績	比 較
第 3 次計画の 対象区域	市町等による 捕 獲	最大限捕獲する	4,157 頭	—
	県による捕獲 (指定管理鳥獣捕獲等事業、 キョン県捕獲事業での捕獲)	頭数目標は 設定していない	6 頭	—
	狩 猟	227 頭	302 頭	+30.0% +75 頭
	計	(最低捕獲数 4,778 頭)	4,465 頭	-6.6% -313 頭

#### ○平成 27 年度目標捕獲数の設定根拠

- ・市町村等：平成 26 年度より目標捕獲数を最大限捕獲することとしており、推定生息数が増加していることも踏まえ、平成 27 年度においても、これまで以上に捕獲を進め、県内全域で生息数を減少させることを目標に最大限捕獲することとした。
- ・県 捕 獲：指定管理鳥獣捕獲等事業については、頭数目標は設定せず、同事業で実施した糞塊調査により得られた糞塊数の低減を目標とした。
- ・狩 猟：銃猟の承認限度チーム数を増加させたことと、承認限度人数の下限を引き下げたこと、1 チームの承認可能地域数を 2 地域にしたことによる出猟日数の増に伴う捕獲頭数の増を見込んだ数値に設定した。
- ・合 計：最大限捕獲することとした。

○平成 27 年度目標捕獲数は、最大限捕獲することとし、最低捕獲数を推定増加数の中間値 (4,778 頭) としたところであるが、捕獲実績は、最低捕獲数に比し、6.6% 減 (313 頭減) の 4,465 頭であった。

【参考】

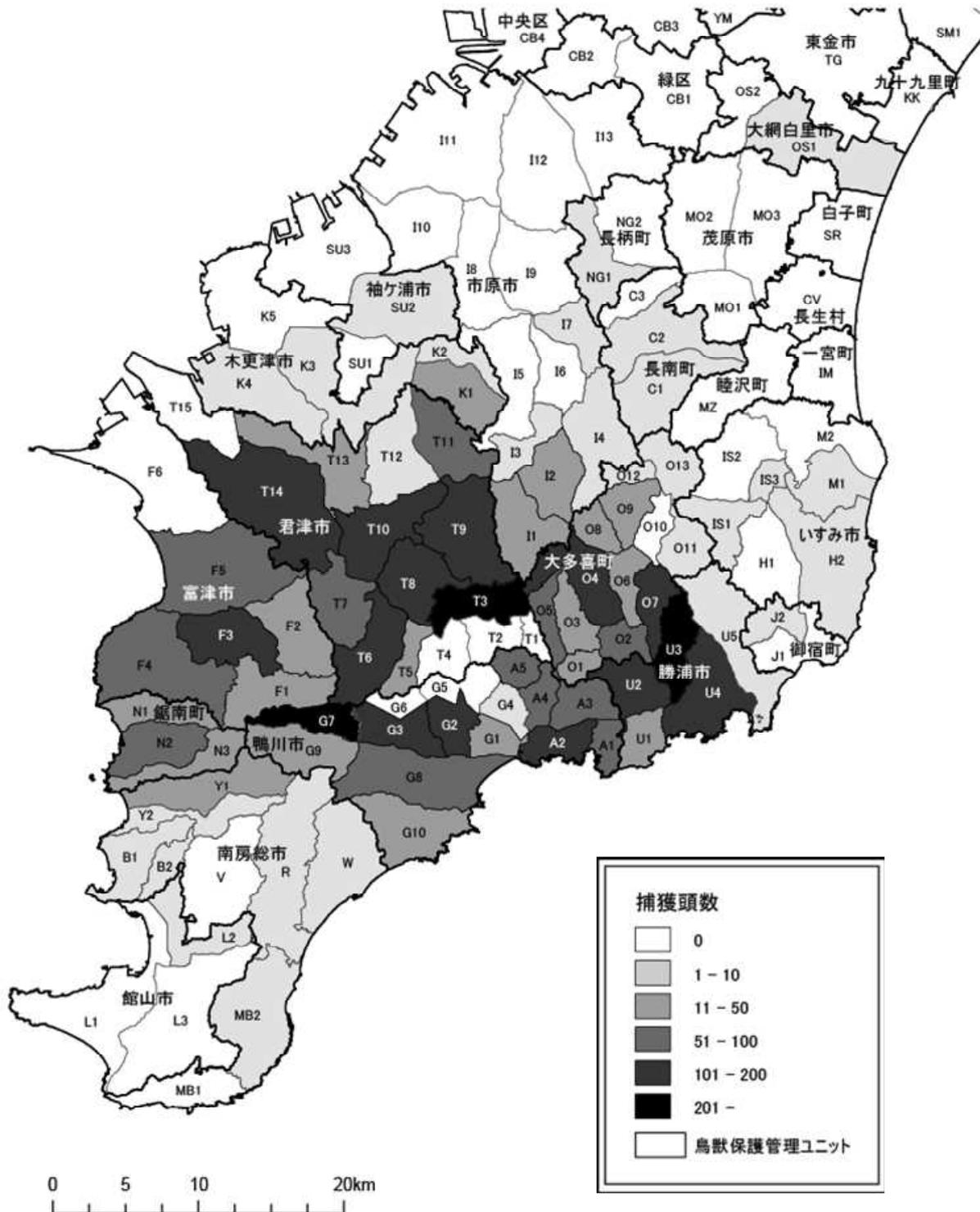


図 1 平成 27 年度のニホンジカのユニット別捕獲状況

## イ 捕獲数の対前年度比較

表 2 平成 27 年度ニホンジカ捕獲数の対前年度比

区域	区分	平成 26 年度	平成 27 年度	比較増減
第 3 次計画の 対象区域	市町等による 捕 獲	3,361 頭	4,157 頭	+796 頭 +23.7%
	県による捕獲	63 頭	6 頭	-57 頭 -90.4%
	狩 猟	177 頭 (内、銃猟 108 頭 わな猟 69 頭)	302 頭 (内、銃猟 189 頭 わな猟 113 頭)	+125 頭 +70.6% (銃猟+75.0% わな猟+63.8%)
	計	3,601 頭	4,465 頭	+864 頭 +24.0%

- 市町等による捕獲は、前年度よりも 796 頭 (23.7%増) 増加した。  
生息数の増加が影響していると考えられる。
- 県による捕獲は、前年度よりも 57 頭 (90.4%減) 減少した。  
平成 27 年度は、前年度までの事業に替わり、指定管理鳥獣捕獲等事業を生息域の拡大防止を目的として実施した。前年度と比べて、分布のより外縁部で捕獲を実施したこと及び捕獲期間が前年度の約 2 ヶ月半から、約 1 ヶ月と短くなったことから捕獲数が減少した。
- 狩猟は、前年度よりも 125 頭 (70.6%増) 増加し、内訳は銃猟が 81 頭増 (75.0%増)、わな猟が 44 頭増 (63.8%増) であった。生息数の増加及び、銃猟において承認限度チーム数を増加させたこと、承認限度人数の下限を 1 チーム 10 名から 8 名に引き下げたこと、1 地域であった 1 チームの承認可能地域数を 2 地域としたことが影響していると考えられる。
- 全体の捕獲数は前年度よりも 864 頭 (24.0%増) 増加した。

ウ 捕獲数の推移(県内全域)

表 3 ニホンジカの捕獲数の推移

年度	県による捕獲	市町等による捕獲	狩猟	合計	対前年比
H元		146		146	
H2		153		153	104.8%
H3		210	153	363	235.7%
H4	182	225		407	112.1%
H5	170	223		393	96.6%
H6	189	221		410	103.8%
H7	224	236		460	112.2%
H8	248	300		548	116.6%
H9	285	295		580	105.8%
H10	363	285		648	111.7%
H11	305	373		678	104.6%
H12	250	401		651	96.0%
H13	336	489		825	126.7%
H14	282	619		901	109.2%
H15	135	703		838	93.0%
H16	154	787		941	112.3%
H17	68	982	11	1,061	112.8%
H18		1,146	25	1,171	110.4%
H19		1,342	112	1,454	124.2%
H20		1,560	165	1,725	118.6%
H21		1,685	175	1,860	107.8%
H22	70	1,993	142	2,205	118.5%
H23	182	2,299	189	2,670	121.1%
H24	179	2,899	198	3,276	122.7%
H25	54	2,451	216	2,721	83.1%
H26	63	3,361	177	3,601	132.3%
H27	6	4,157	302	4,465	124.0%

○平成 16 年度以降は平成 25 年度を除き、捕獲数の増加が続いている。

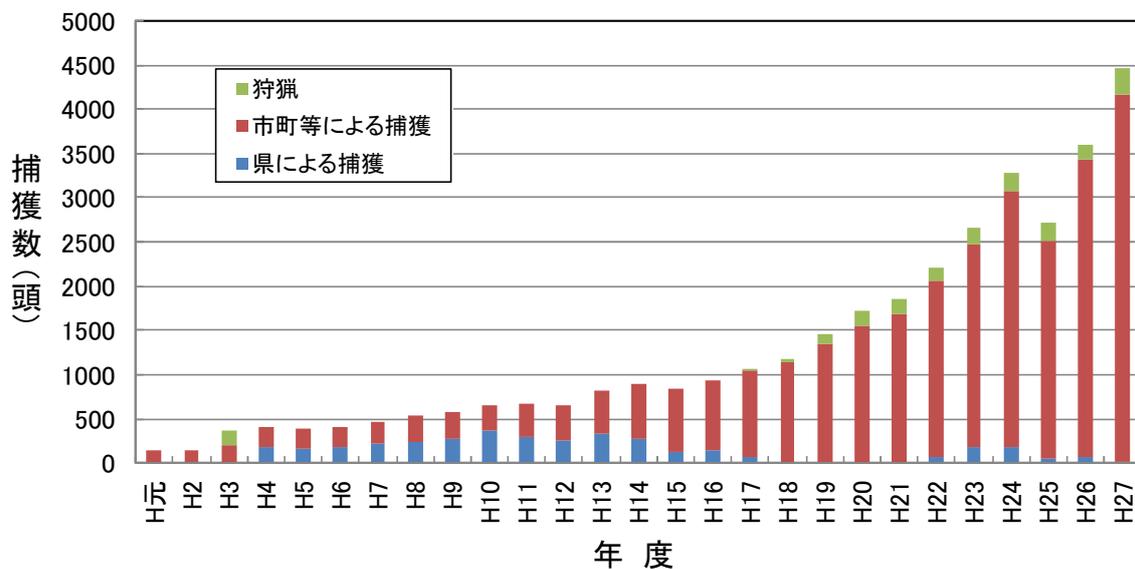


図 2 ニホンジカの捕獲数の推移

エ 市町等による捕獲

① 市町別捕獲数の推移

表 4 ニホンジカの捕獲数の推移(市町村別)

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H26比	備考	
対象区域	市原市	11 0.5%	6 0.2%	10 0.4%	5 0.1%	7 0.2%	140.0%	
	勝浦市	384 16.7%	470 16.2%	470 19.2%	499 14.8%	527 12.7%	105.6%	
	大多喜町	363 15.8%	427 14.7%	369 15.1%	444 13.2%	527 12.7%	118.7%	
	鴨川市	961 41.8%	1,092 37.7%	871 35.5%	1,185 35.3%	1,316 31.7%	111.1%	
	鋸南町	79 3.4%	119 4.1%	75 3.1%	86 2.6%	140 3.4%	162.8%	
	君津市	350 15.2%	610 21.0%	519 21.2%	937 27.9%	1313 31.6%	140.1%	
	富津市	112 4.9%	138 4.8%	90 3.7%	114 3.4%	213 5.1%	186.8%	
	計	2,260 98.3%	2,862 98.7%	2,404 98.1%	3,270 97.3%	4,043 97.3%	123.6%	
対象区域外	大網白里市	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.0%	—	市街地出没 オス
	長南町	0 0.0%	0 0.0%	1 0.0%	6 0.2%	3 0.1%	50.0%	H27:オス3 H26:メス4,オス2
	睦沢町	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 0.1%	0 0.0%	—	H26:オス2
	いすみ市	0 0.0%	4 0.1%	10 0.4%	6 0.2%	18 0.4%	300.0%	オス3,メス6,不明9
	御宿町	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.0%	—	オス
	館山市	0 0.0%	2 0.1%	0 0.0%	3 0.1%	1 0.0%	33.3%	H27:オス1 H26:オス1,メス2
	南房総市	18 0.8%	14 0.5%	14 0.6%	34 1.0%	59 1.4%	173.5%	
	木更津市	21 0.9%	15 0.5%	22 0.9%	34 1.0%	30 0.7%	88.2%	
	袖ヶ浦市	0 0.0%	2 0.1%	0 0.0%	6 0.2%	1 0.0%	16.7%	H27:オス1 H26:雌雄不明
	計	39 1.7%	37 1.3%	47 1.9%	91 2.7%	114 2.7%	125.3%	
合計	2,299	2,899	2,451	3,361	4,157	123.7%		

※下段は県全体の捕獲数（合計）に占める各市町の捕獲数の割合。

※平成 24 年度に特定鳥獣保護管理計画を改定し、上記全市町が対象区域となっている。

- 捕獲数全体に占める割合は鴨川市が 31.7%、君津市が 31.6%を占め、勝浦市、大多喜町がそれぞれ 12.7%と上位 4 市で全体の約 9 割を占めている。
- 君津市では 376 頭増 (40.1%増)、富津市では 99 頭増 (86.8%増)、鋸南町では 54 頭増 (62.8%増)、南房総市では 25 頭増 (73.5%増)、いすみ市では 12 頭増 (200.0%増) と大幅な増加となっている。
- 大網白里市と御宿町では平成 26 年度まで捕獲がなかったが、平成 27 年度は各 1 頭捕獲されている。

② 市町別捕獲方法別捕獲実績

表 5 ニホンジカの捕獲数の推移(市町別、捕獲方法別)

市町名	年度	銃器	わな					計	網	捕獲方法不明	合計
			くくりわな	箱わな	囲いわな	わな種不明					
市原市	H26	3 60.0%	0 0.0%	2 40.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 40.0%	0 0.0%	0 0.0%	5	
	H27	7 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	7	
大網白里市	H26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	H27	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	1	
長南町	H26	0 0.0%	6 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	6 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	6	
	H27	0 0.0%	3 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	3	
睦沢町	H26	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	2	
	H27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
勝浦市	H26	62 12.4%	267 53.5%	170 34.1%	0 0.0%	0 0.0%	437 87.6%	0 0.0%	0 0.0%	499	
	H27	35 6.6%	269 51.0%	221 41.9%	2 0.4%	0 0.0%	492 93.4%	0 0.0%	0 0.0%	527	
いすみ市	H26	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	6 100.0%	6	
	H27	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	18 100.0%	18	
大多喜町	H26	83 18.7%	262 59.0%	99 22.3%	0 0.0%	0 0.0%	361 81.3%	0 0.0%	0 0.0%	444	
	H27	111 21.1%	295 56.0%	121 23.0%	0 0.0%	0 0.0%	416 78.9%	0 0.0%	0 0.0%	527	
御宿町	H26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	H27	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1	
館山市	H26	1 33.3%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	1 33.3%	3	
	H27	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1	
鴨川市	H26	185 15.6%	936 79.0%	60 5.1%	4 0.3%	0 0.0%	1000 84.4%	0 0.0%	0 0.0%	1,185	
	H27	219 16.6%	1,030 78.3%	67 5.1%	0 0.0%	0 0.0%	1,097 83.4%	0 0.0%	0 0.0%	1,316	
南房総市	H26	0 0.0%	34 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	34 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	34	
	H27	2 3.4%	57 96.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	57 96.6%	0 0.0%	0 0.0%	59	
鋸南町	H26	42 48.8%	32 37.2%	12 14.0%	0 0.0%	0 0.0%	44 51.2%	0 0.0%	0 0.0%	86	
	H27	51 36.4%	75 53.6%	14 10.0%	0 0.0%	0 0.0%	89 63.6%	0 0.0%	0 0.0%	140	
木更津市	H26	0 0.0%	34 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	34 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	34	
	H27	1 3.3%	29 96.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	29 96.7%	0 0.0%	0 0.0%	30	
君津市	H26	47 5.0%	355 37.9%	529 56.5%	3 0.3%	0 0.0%	887 94.7%	0 0.0%	3 0.3%	937	
	H27	38 2.9%	542 41.3%	722 55.0%	3 0.2%	4 0.3%	1,271 96.8%	1 0.1%	3 0.2%	1,313	
富津市	H26	1 0.9%	0 0.0%	97 85.1%	0 0.0%	0 0.0%	97 85.1%	0 0.0%	16 14.0%	114	
	H27	20 9.4%	19 8.9%	173 81.2%	0 0.0%	0 0.0%	192 90.1%	1 0.5%	0 0.0%	213	
袖ヶ浦市	H26	0 0.0%	6 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	6 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	6	
	H27	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1	
合計	H26	425 12.6%	1,934 57.5%	969 28.8%	7 0.2%	0 0.0%	2,910 86.6%	0 0.0%	26 0.8%	3,361	
	H27	484 11.6%	2,321 55.8%	1,319 31.7%	5 0.1%	4 0.1%	3,649 87.8%	3 0.1%	21 0.5%	4,157	

※各段の上部は捕獲数、下部は捕獲数全体に占める割合を示している。

※大網白里市の捕獲は、網及び手捕りによるもの。

- 平成 27 年度の捕獲方法別捕獲数は、銃器による捕獲が 11.6%、わなによる捕獲が 87.8%、網による捕獲が 0.1%となっており、わなによる捕獲が大半を占めている。
- わなによる捕獲の中では、くくりわなが 63.6%、箱わなが 36.1%、囲いわなが 0.1%となっており、くくりわなが最も多かった。
- 鋸南町では、銃器による捕獲が 36.4%と他市町に比べて高めであった。
- 君津市では、箱わなによる捕獲が 55.0%で、くくりわなの割合よりも高かった。
- 富津市では、箱わなによる捕獲が 81.2%と大半を占めた。

## オ 県による捕獲

事業名：平成 27 年度指定管理鳥獣捕獲等事業捕獲業務委託（ニホンジカ）

委託先：（一社）千葉県猟友会

委託期間：平成 28 年 1 月 12 日から平成 28 年 3 月 25 日まで

捕獲区域：市原・大多喜区域（図 3）

ただし、狩猟期間中（～2 月 15 日）は鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域（銃器）のみで捕獲実施

捕獲期間：市原地域 平成 28 年 2 月 9 日から平成 28 年 3 月 18 日まで

大多喜地域 平成 28 年 2 月 6 日から平成 28 年 3 月 11 日まで

捕獲方法：くくりわな

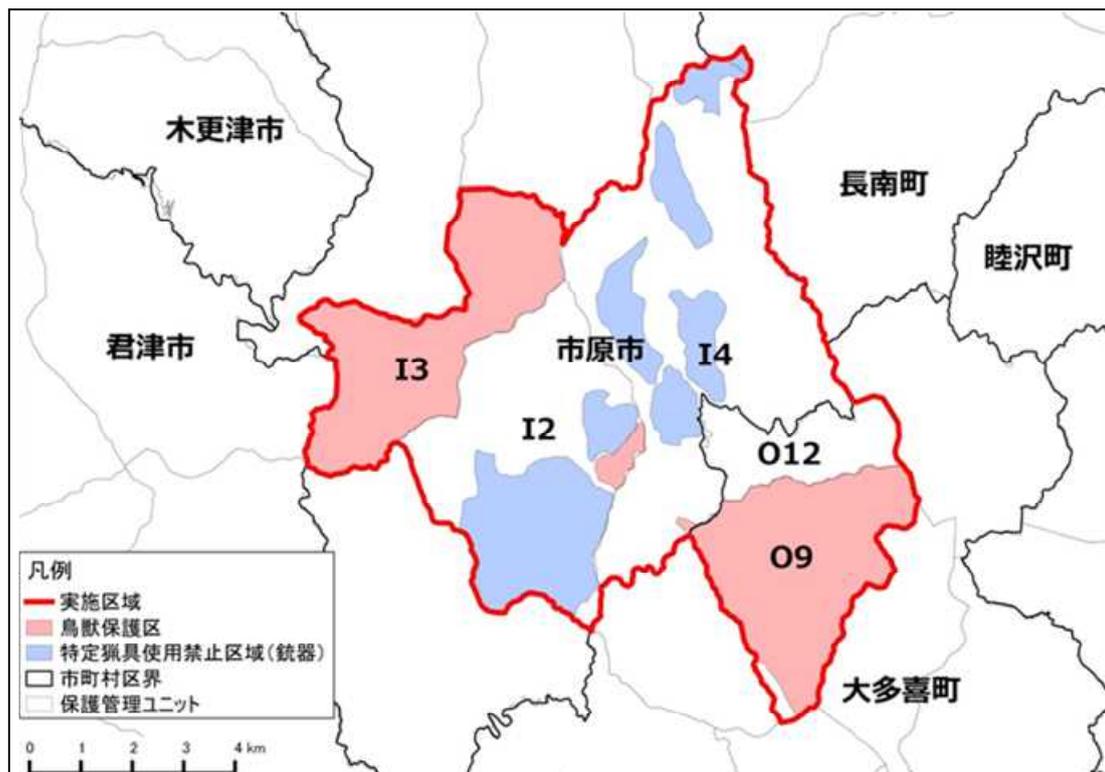


図 3 県事業の捕獲実施区域

表 6 県事業におけるニホンジカの捕獲数

市町名	ユニット	成獣オス	成獣メス	計	備考
市原市	I2	1	0	1	
	I3	1	1	2	メス：妊娠個体
大多喜町	O9	1	0	1	
計		3	1	4	

カ 狩猟による捕獲

① 狩猟における市町別捕獲数

表 7 狩猟における市町別のニホンジカ捕獲数

市 町 名	年度	銃猟(頭)	わな猟(頭)	網猟(頭)	合計(頭)
市原市	H26	15	11	0	26
	H27	27	10	0	37
長柄町	H26	0	0	0	0
	H27	1	1	0	1
勝浦市	H26	13	0	0	13
	H27	22	1	0	23
いすみ市	H26	3	3	0	3
	H27	1	1	0	1
大多喜町	H26	15	3	0	18
	H27	9	52	0	61
鴨川市	H26	0	18	0	18
	H27	8	32	0	40
南房総市	H26	1	1	0	1
	H27	0	0	0	0
鋸南町	H26	6	0	0	6
	H27	9	0	0	9
木更津市	H26	8	8	0	8
	H27	1	1	0	1
君津市	H26	22	3	0	25
	H27	38	9	0	47
富津市	H26	37	22	0	59
	H27	76	6	0	82
合計	H26	108	69	0	177
	H27	189	113	0	302

○銃猟が 81 頭増 (75.0%増)、わな猟が 44 頭増 (63.8%増) で、全体では 125 頭増 (70.6%増) であった。

○大多喜町のわな猟が 49 頭増 (1633.3%増)、君津市の銃猟が 26 頭増 (216.7%増)、富津市の銃猟が 39 頭増 (105.4%増) と大幅な増加となっている。

○わな種別捕獲頭数は、くくりわな : 63 頭、箱わな : 38 頭、囲いわな 5 頭、不明 : 7 頭であった。

② 銃猟承認結果と承認者の捕獲状況

表 8 銃猟承認チーム数と各チームの人数及びニホンジカ捕獲数

承認区域 ①	承認区域 ②	チームNo.	承認人数 (人)	捕獲数 (頭)	1人当たり 平均捕獲数 (頭/人)	備考
市原市	—	1	16	24	1.50	
勝浦市	—	1	16	13	0.81	
	—	2	10	8	0.80	
	鴨川市	3	11	1	0.09	勝浦市1頭、鴨川市0頭 鴨川市への出猟なし
大多喜町	—	1	15	4	0.27	
	君津市	2	12	0	0.00	君津No.3と合同で出猟
	—	3	17	5	0.29	
鴨川市	大多喜町	1	15	1	0.07	鴨川市1頭、大多喜町0頭 出猟1日間(鴨川市)
	—	2	10	0	0.00	出猟2日間
	—	3	16	5	0.31	
鋸南町	—	1	13	9	0.69	
君津市	—	1	13	4	0.31	
	市原市	2	9	6	0.67	君津市3頭、市原市3頭
	—	3	10	13	1.30	大多喜町No.2と合同で出猟
	大多喜町	4	20	9	0.45	
	—	5	18	6	0.33	
	—	6	12	3	0.25	
富津市	—	1	14	2	0.14	
	鋸南町	2	13	11	0.85	富津市11頭、鋸南町0頭 鋸南町への出猟なし
	鴨川市	3	12	21	1.75	富津市19頭、鴨川市2頭
	—	4	14	34	2.43	出猟5日間
	—	5	14	10	0.71	
計		22	300	189	0.63	

○平成 27 年度の承認チーム数は 22 チームで、平成 26 年度と比較して 1 チーム増加した。なお、平成 27 年度からは 2 地域の承認を可としたため、累計承認チーム数は 29 チームであった。

○平成 27 年度から承認限度人数の下限を、それまでの 1 チーム 10 名から 8 名に引き下げた結果、9 名で申請し、承認となったチームが 1 チームあった。

○1 チーム当たりの最高捕獲数は富津市で銃猟を行ったチームの 34 頭であった。

○1 人当たり平均捕獲数の最高は、富津市で銃猟を行ったチームの 2.43 頭/人で、全体の平均は 0.63 頭/人であった。

○22 チーム中、1 チームにおいて捕獲数が 0 であった。

○御宿町と南房総市は承認限度チーム数を各 1 チームとしたが、申請チームがなかった。

【参考】

表 9 平成 27 年度ニホンジカ狩猟規制内容

網猟・わな猟		銃猟		
・当該狩猟者登録のみで狩猟できる	・当該狩猟者登録のほか、県の承認を得なければ狩猟できない	市 町 村 名	承認限度 チーム数	承認限度人数 (1チーム8~20名)
		・1人狩猟期間中 40頭まで	・1人狩猟期間中 20頭まで	市 原 市
勝 浦 市	3			24~ 60名
大 多 喜 町	5			40~100名
御 宿 町	1			8~ 20名
鴨 川 市	5			40~100名
鋸 南 町	2			16~ 40名
君 津 市	7			56~140名
富 津 市	5			40~100名
南 房 総 市	1			8~ 20名
上記以外の地域	0			0名
合 計	31			248~620名

平成 26 年度規制内容からの変更点

狩猟による捕獲の促進を図るため、以下の変更を行った。

○網猟・わな猟の捕獲数制限を 30 頭から 10 頭増の 40 頭とした。

○銃猟の捕獲数制限を 10 頭から 10 頭増の 20 頭とした。

○銃猟の承認限度チーム数を市原市、鋸南町、富津市について各 1 チーム増とした。

○銃猟の承認限度人数の下限を 10 名から 2 名引き下げ、8 名とした。

○銃猟の 1 チームあたり 1 地域であった承認可能地域数を 2 地域とした。

③ 捕獲頭数ごとの捕獲者数

表 10 銃猟での捕獲数ごとの捕獲者数

捕獲数(頭)	捕獲者数(人)
0	201
1	68
2	17
3	8
4	3
5	2
6	1
計	300

○銃猟の一人当たり捕獲数の最大は6頭であった。

(捕獲制限：狩猟期間中1人20頭まで)

○なお、捕獲者不明のものが35頭あった。

表 11 わな猟での捕獲数ごとの捕獲者数

捕獲数(頭)	捕獲者数(人)
0	195
1	9
2	5
3	1
4	3
5	3
6	2
7	1
8	1
9	0
10	1
11	0
12	0
13	1
14	1
計	223

※出猟カレンダーの回答を集計。

○わな猟の一人当たり捕獲数の最大は14頭であった。

(捕獲制限：狩猟期間中1人40頭まで)

○平均捕獲数は0.51頭/人であった。

## キ 捕獲個体の性比

### ① 捕獲方法別の捕獲個体の性比

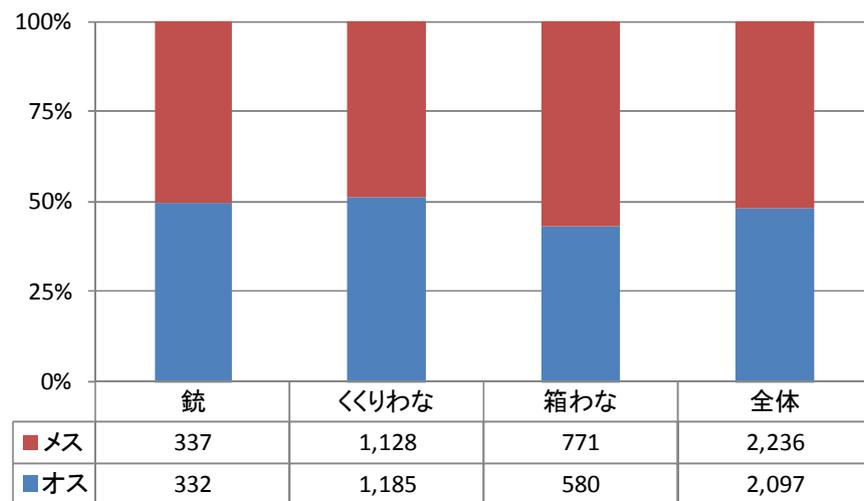


図 4 捕獲方法別の捕獲個体の性比(市町等捕獲、県捕獲、狩猟の合計)

○捕獲方法別の性比は、箱わなでメスが 57%とやや多かったが、銃とくくりわなではほとんど差がなかった。

### ② 市町別の捕獲個体の性比

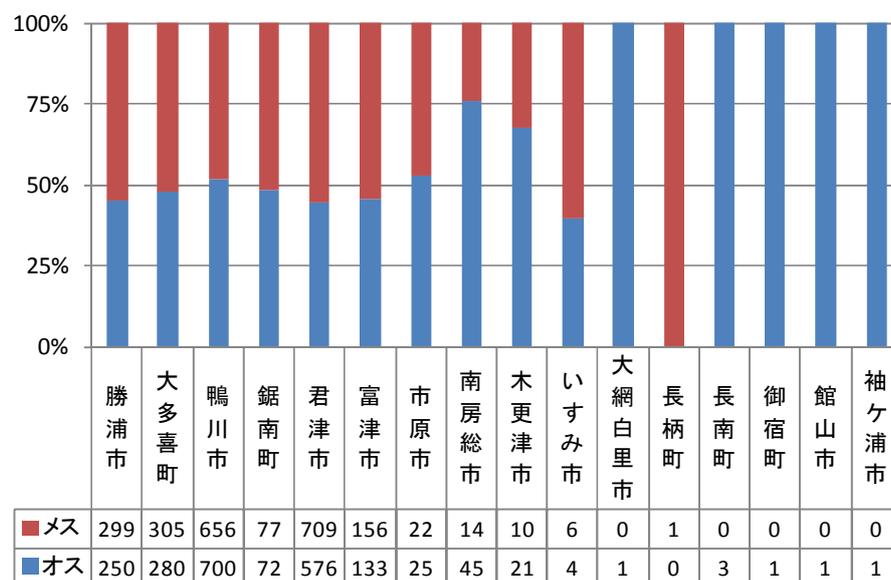


図 5 市町別の捕獲個体の性比(市町等捕獲、県捕獲、狩猟の合計)

○捕獲数の多い市町においては、性比に大きな差はなかった。

○市原市は捕獲数があまり多くないが、性比に大きな差はなかった。

○南房総市、木更津市はオスの割合が高く、分布拡大中であることを示唆している。

○いすみ市は捕獲数が少ないが、メスの割合がやや高かった。※性別不明 9 頭あり。

○捕獲数が数頭の市町はほとんどがオスのみであったが、長柄町ではメス 1 頭のみが捕獲されていた。

## (2) 農業被害額・被害面積の動向

平成 27 年度の被害金額は 11,205 千円と、平成 26 年度の 8,724 千円に比べ 2,481 千円増加 (28.4%増) した。被害作物で多かったのは、稲や野菜、果樹であった。

防護柵の設置総延長が増加しているにも関わらず、平成 24 年度以降、被害金額、被害面積ともに増加が続いており、生息数の増加及び生息分布域の拡大が影響していると考えられる。

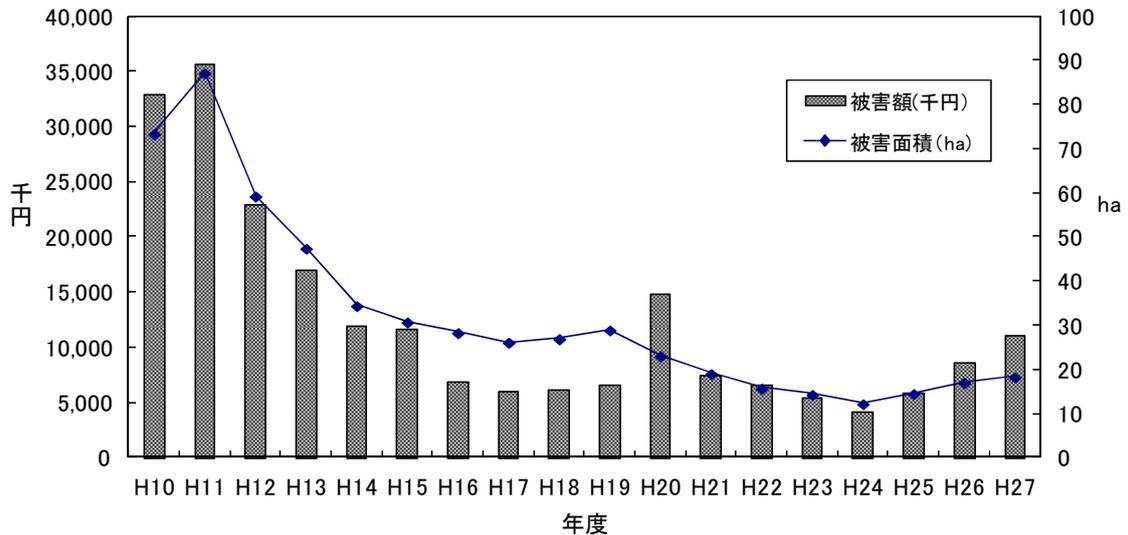


図 6 ニホンジカの農業被害金額・被害面積の推移

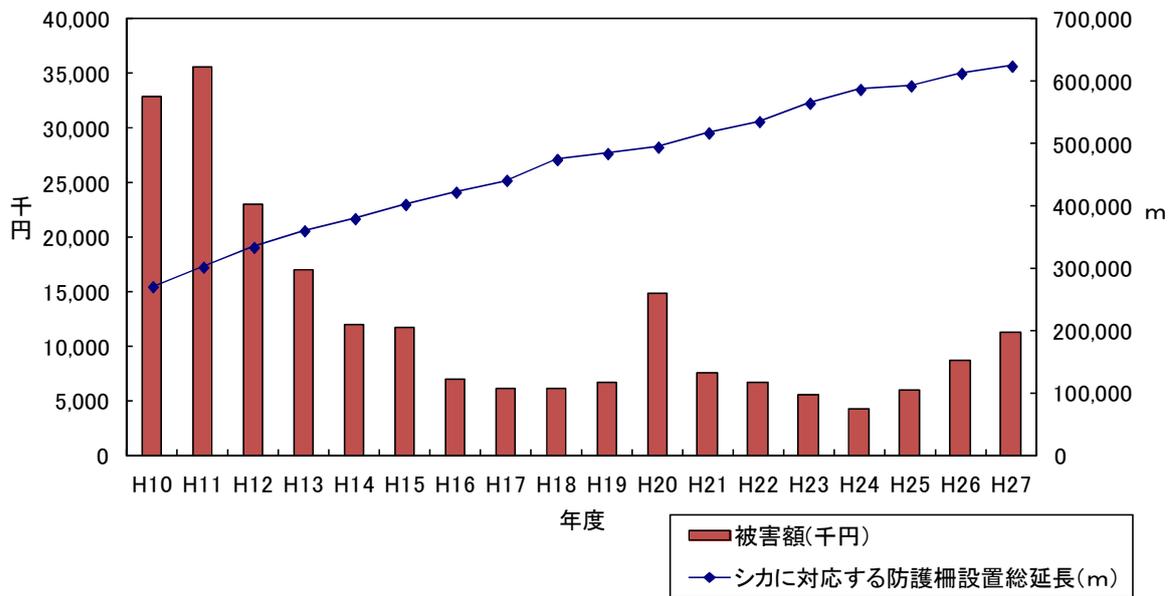


図 7 ニホンジカの農業被害金額とシカ対応防護柵設置延長との関係



### (3) 調査結果

#### ア 平成 27 年度末の推定生息数

平成 27 年度は市原市 18 ライン、袖ヶ浦市 3 ライン、木更津市 8 ライン、君津市 38 ライン、鴨川市（保護管理ユニット G1）2 ライン、勝浦市（ユニット U1）2 ライン、いすみ市（ユニット H2）3 ラインの計 74 ラインにおいて糞粒調査を実施し、糞粒区画法により推定生息数を求めた。

糞粒調査を実施していない市町については、出生数捕獲数法により推定生息数を求めた。

表 12 ニホンジカの個体数推定(平成 28 年 3 月末時点)

	平成26年度末時点 (中間値)	糞粒区画法推定			出生数捕獲数法推定					平成27年度末時点		
		最小値	中間値	最大値	増加前 捕獲	最小値	中間値	最大値	増加後 捕獲	最小値	中間値	最大値
鴨川市	1,275	-	-	-	218	1,365	1,418	1,472	1,140	225	278	332
君津市	3,481	2,159	5,052	7,860	-	-	-	-	-	2,159	5,052	7,860
大多喜町	1,365	-	-	-	62	1,682	1,749	1,815	527	1,155	1,222	1,288
勝浦市	1,168	-	-	-	48	1,446	1,503	1,560	502	944	1,001	1,058
御宿町	93	-	-	-	0	120	125	130	1	119	124	129
富津市	2,440	-	-	-	4	3,145	3,269	3,393	291	2,854	2,978	3,102
市原市	1,286	452	1,439	2,470	-	-	-	-	-	452	1,439	2,470
鋸南町	231	-	-	-	11	284	295	306	138	146	157	168
いすみ市	486	-	-	-	2	627	650	674	17	608	633	657
南房総市	747	-	-	-	7	955	993	1,031	52	903	941	979
木更津市	276	3	269	533	-	-	-	-	-	3	269	533
睦沢町	72	-	-	-	0	93	97	100	0	93	97	100
袖ヶ浦市	73	0	72	153	-	-	-	-	-	0	72	153
長南町	230	-	-	-	1	296	307	319	2	294	305	317
一宮市	31	-	-	-	0	40	42	43	0	40	42	43
館山市	231	-	-	-	0	298	310	322	1	297	309	321
茂原市	62	-	-	-	0	80	83	86	0	80	83	86
長柄町	425	-	-	-	0	549	570	592	1	548	569	591
大網白里市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	13,972	-	-	-	-	-	-	-	-	10,920	15,571	20,187

- 平成 27 年度の推定生息数（中間値）は 15,571 頭であり、平成 26 年度と比較して、推定生息数が 1,599 頭（11.5%）増加している。
- 君津市は平成 26 年度の 3,481 頭から平成 27 年度の 5,052 頭と推定生息数が大きく増加している。
- 鴨川市は平成 26 年度の 1,275 頭から平成 27 年度の 278 頭と推定生息数が大きく減少している。平成 27 年度の捕獲頭数は 1,358 頭であることから、過小推定となっている可能性がある。

【参考】

表 13 ニホンジカの個体数推定(平成 27 年 3 月末時点)

	平成25 年度末 時点	糞粒区画法推定			増加前 捕獲	出生数捕獲数法推定				平成26年度末時点			
		最小値	中間値	最大値		最小値	中間値	最大値	増加後 捕獲	最小値	中間値	最大値	
鴨川市	580	183	1,275	2,276	—	—	—	—	—	—	183	1,275	2,276
君津市	3,373	—	—	—	129	4,188	4,353	4,519	872	3,316	3,481	3,647	
大多喜町	448	363	1,365	2,279	—	—	—	—	—	—	363	1,365	2,279
勝浦市	641	350	1,168	2,186	—	—	—	—	—	—	350	1,168	2,186
御宿町	69	—	—	—	0	89	93	96	0	89	93	96	
富津市	1,948	—	—	—	3	2,511	2,610	2,709	170	2,341	2,440	2,539	
市原市	993	—	—	—	4	1,277	1,327	1,378	41	1,236	1,286	1,337	
鋸南町	244	—	—	—	12	300	311	323	80	220	231	243	
いすみ市	369	—	—	—	0	476	495	514	9	467	486	505	
南房総市	585	—	—	—	8	745	774	804	27	718	747	777	
木更津市	240	—	—	—	11	296	307	319	31	265	276	288	
睦沢町	55	—	—	—	0	71	74	77	2	69	72	75	
袖ヶ浦市	60	—	—	—	4	72	75	78	2	70	73	76	
長南町	176	—	—	—	0	227	236	245	6	221	230	239	
一宮市	23	—	—	—	0	30	31	32	0	30	31	32	
館山市	174	—	—	—	0	225	234	242	3	222	231	239	
茂原市	46	—	—	—	0	59	62	64	0	59	62	64	
長柄町	317	—	—	—	0	409	425	442	0	409	425	442	
合計	10,341	—	—	—	—	—	—	—	—	10,628	13,972	17,340	

【参考】

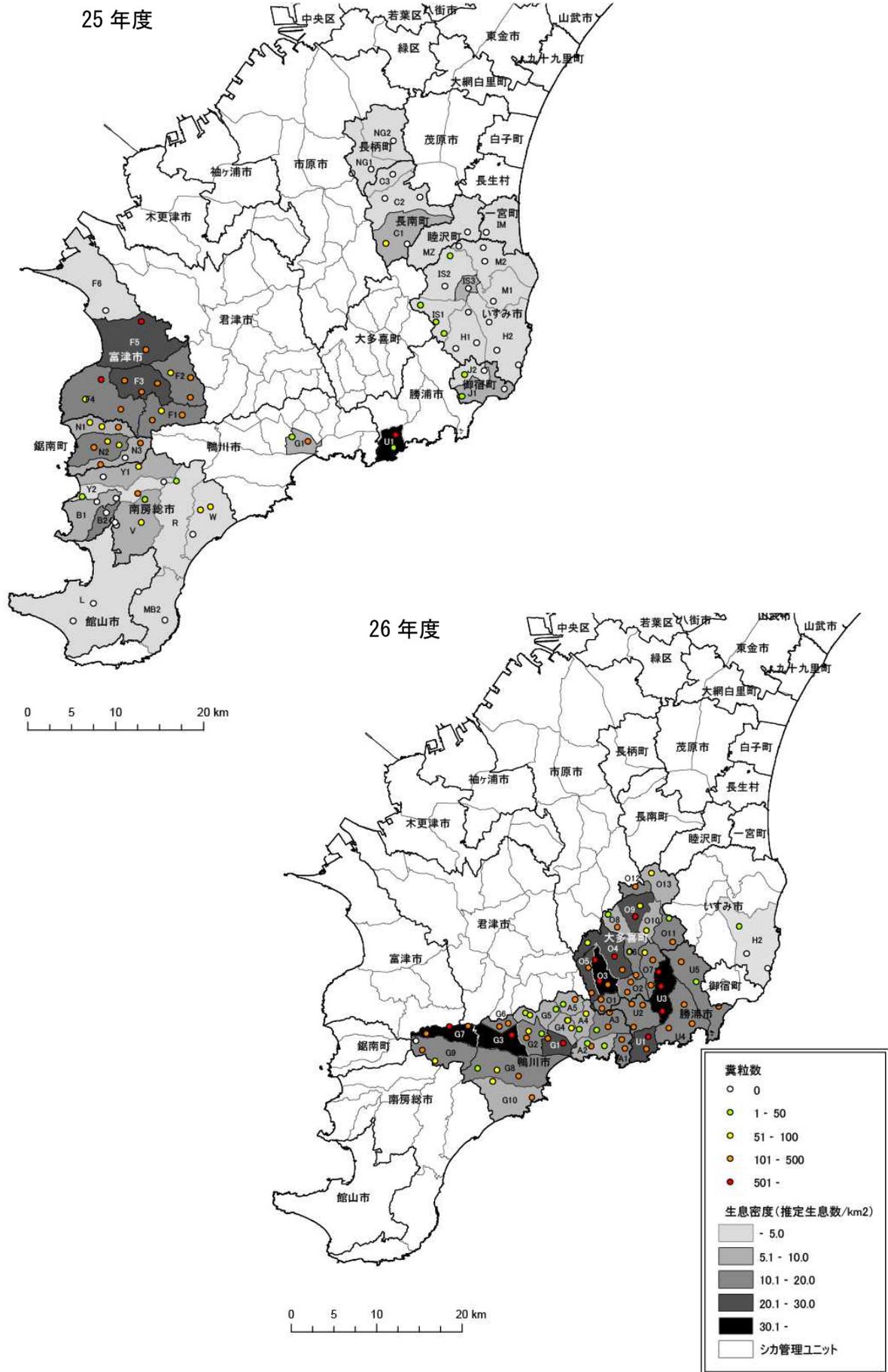


図8 ニホンジカの糞粒調査結果および推定生息密度(平成25~26年度調査)

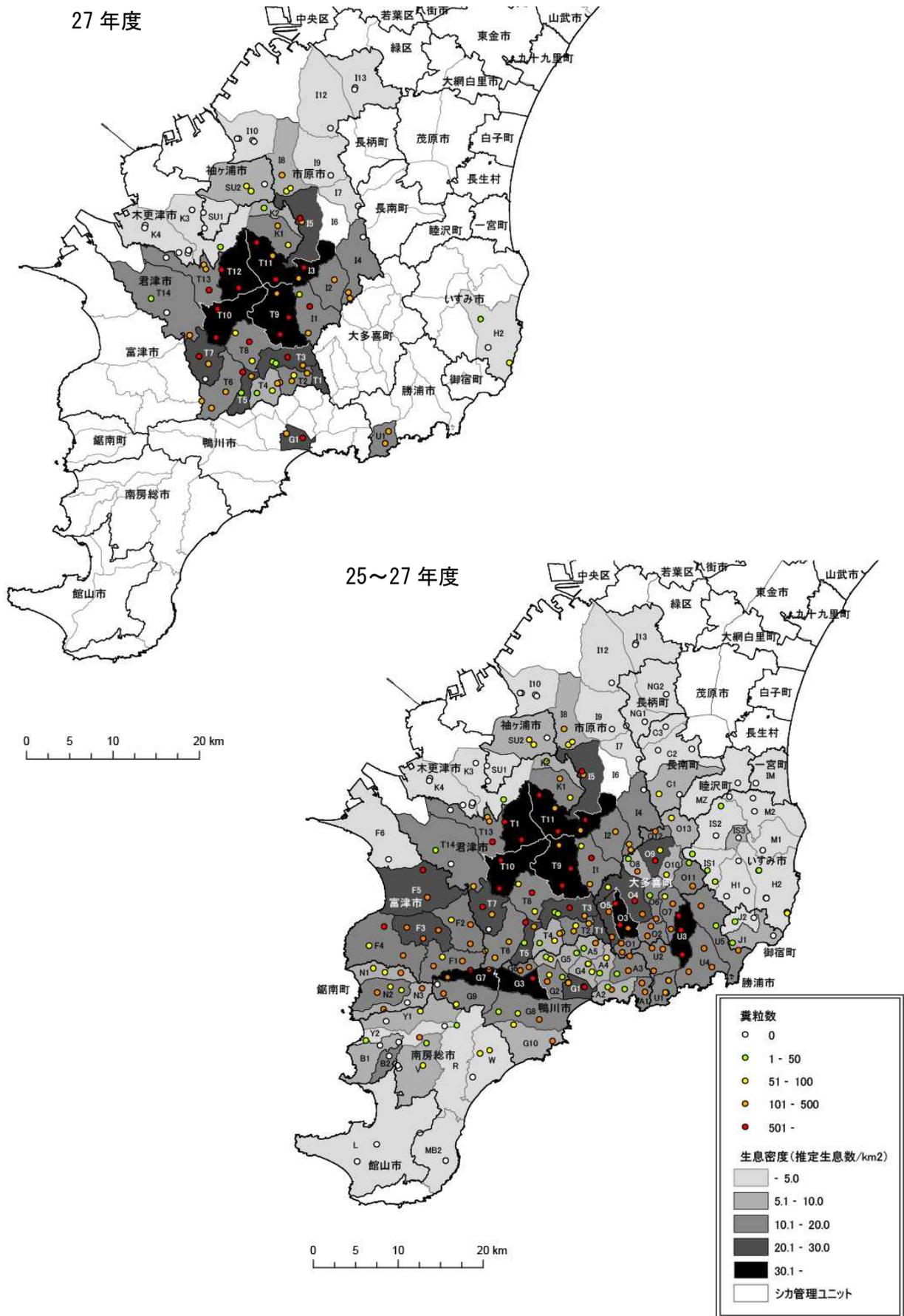


図9 ニホンジカの糞粒調査結果および推定生息密度(平成25~26年度調査)  
 ※右下の25~27年度の図については、平成25~27年度の調査結果及び推定生息密度を一つの図に表したものの。

イ 推定生息数の推移

表 14 ニホンジカの推定生息数の推移

年度	推定頭数(頭)			県内推定頭数の 対前年度比(%)
	対象区域	対象区域外	県内計	
H10 年度末	3,241		3,241	—
H11 年度末	3,267		3,267	100.8%
H12 年度末	3,556		3,556	108.8%
H13 年度末	3,917		3,917	110.2%
H14 年度末	4,185		4,185	106.8%
H15 年度末	3,861		3,861	92.3%
H16 年度末	3,968		3,968	102.6%
H17 年度末	4,173		4,173	105.3%
H18 年度末	4,568		4,568	109.5%
H19 年度末	4,988		4,988	109.2%
H20 年度末	5,455		5,455	109.4%
H21 年度末	5,909	649	6,558	120.2%
H22 年度末	6,046	843	6,889	105.0%
H23 年度末	6,667	1,099	7,766	112.7%
H24 年度末			9,923	127.8%
H25 年度末			10,341	104.2%
H26 年度末			13,972	135.1%
H27 年度末			15,571	111.4%

※「対象区域」は、第 2 次千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）における対象地域。

○推定生息数は増加し続けている。

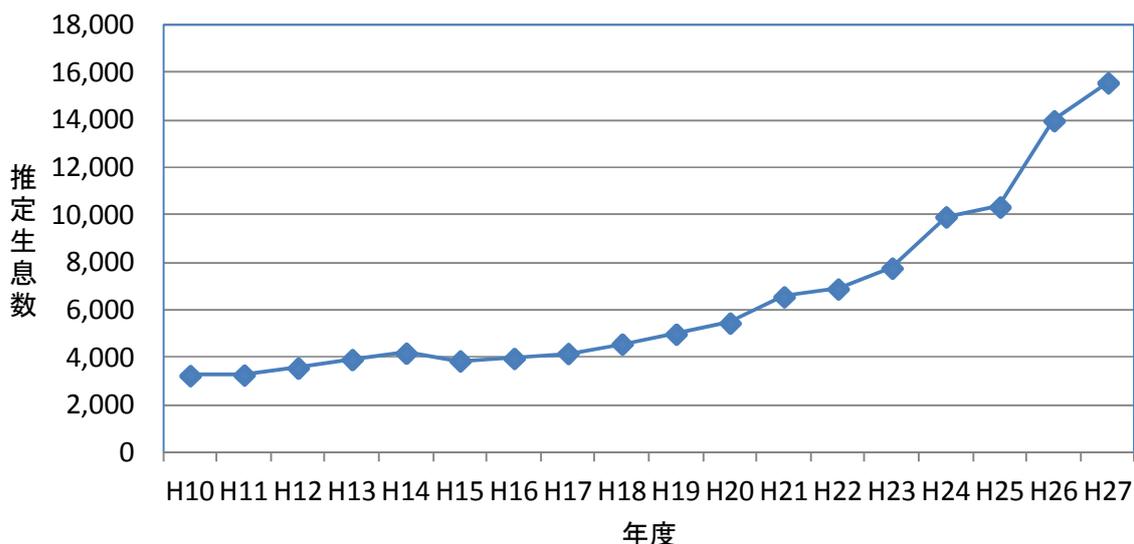


図 10 推定生息数の経年変化(中間値)

ウ 主要市町の推定生息数の推移

表 15 主要市町におけるニホンジカの推定生息数の推移

	市原市	勝浦市	大多喜町	鴨川市	鋸南町	君津市	富津市
H22	477	404	961	902	159	2,029	1,050
H23	596	1,050	875	100	285	2,257	1,340
H24	789	864	651	1,161	244	2,961	1,758
H25	993	641	448	580	244	3,373	2,067
H26	1,286	1,168	1,365	1,275	231	3,481	2,440
H27	1,439	1,001	1,222	278	157	5,052	2,978

※赤字は出生数捕獲数法による推定値

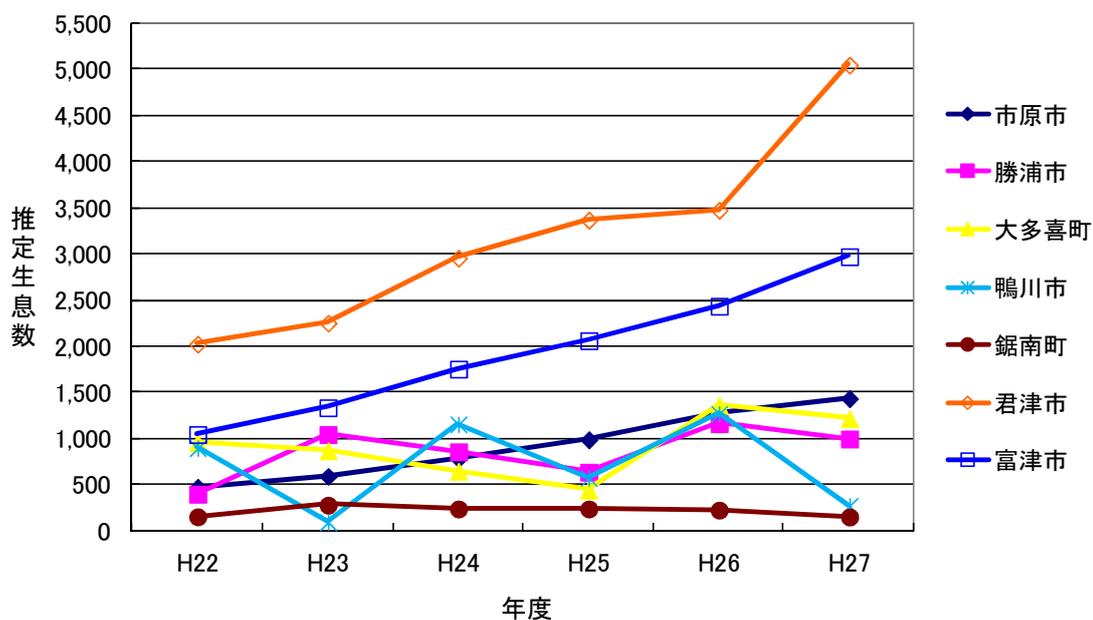


図 11 主要都市における推定生息数の経年変化

- 市原市、君津市、富津市では増加傾向で推移している。特に君津市では急増している。
- 鴨川市は年変動が大きい。

## エ 生息分布調査結果

ニホンジカの分布の有無を把握するため、アオキの食痕調査を行った。

平成 27 年度は、平成 28 年 2 月に 219 地点で調査を実施した。

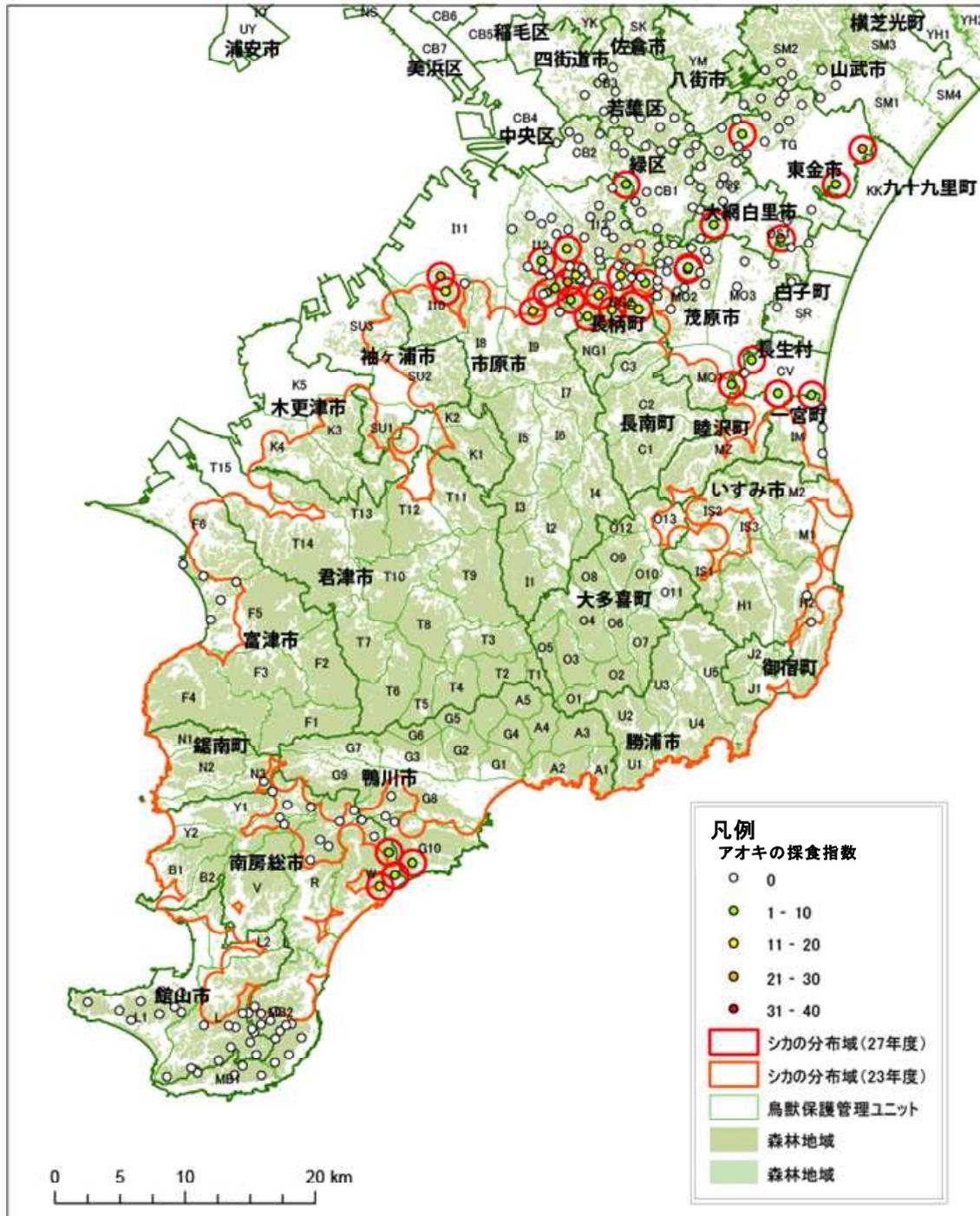


図 12 平成 27 年度の生息分布調査結果

- ・アオキ採食指数：10 本のアオキの 1m 以上の採食レベルの合計
- ・アオキの採食レベル：食痕なし=0、少ない=1、多い=2、葉なし=3、180cm 以上=4
- ・シカの分布域（27 年度）については、アオキの食痕調査で痕跡が確認された地点について、1km バッファーを発生させたもの。

○分布の北端は平成 23 年度と比べて、拡大がみられた。

○千葉市、大網白里市、東金市において、数地点で食痕が確認された。

○分布の南端は平成 23 年度と比べて、分布の拡大はみられなかった。

【参考】

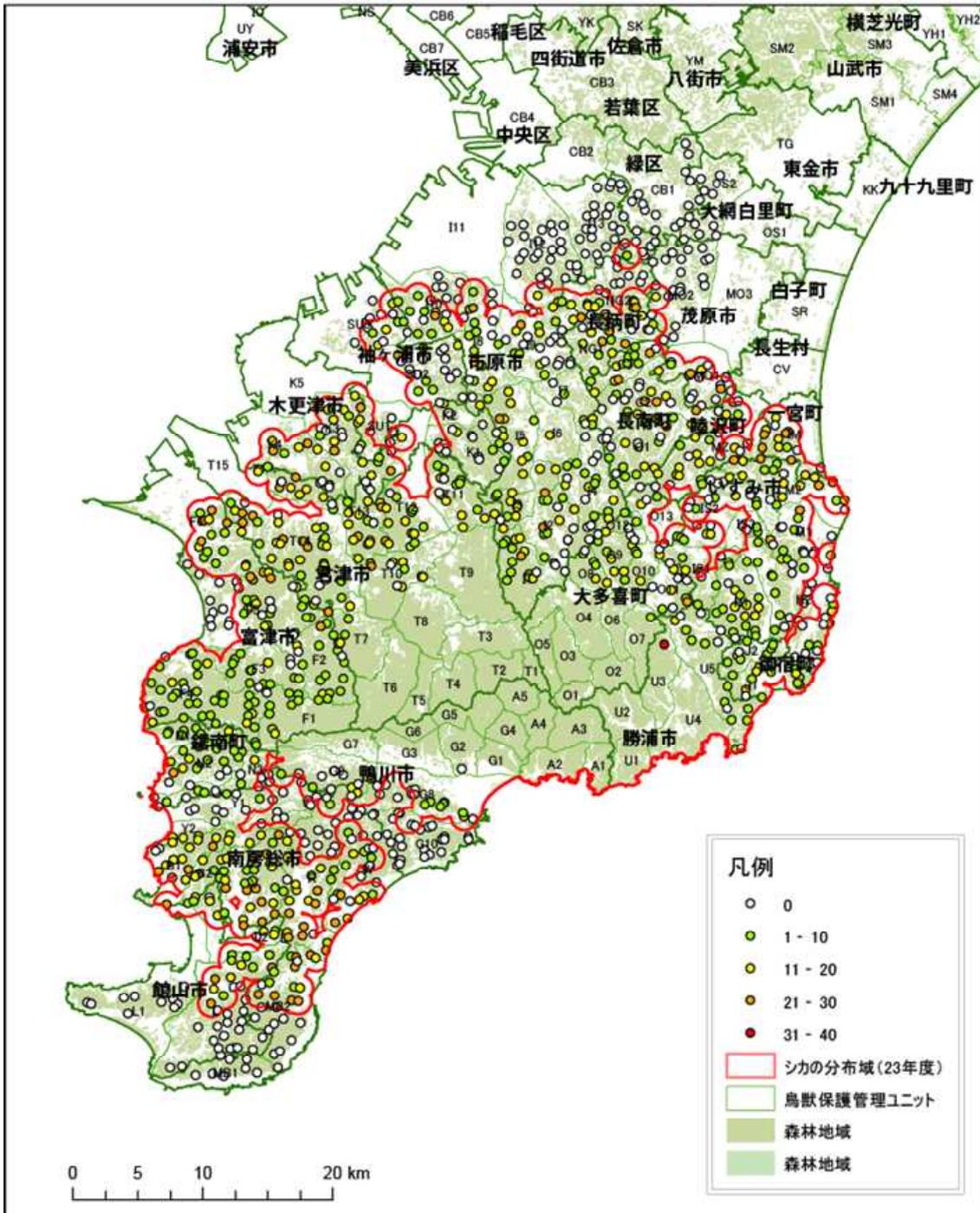


図 13 平成 21～23 年度の生息分布調査結果

- ・シカの分布域については、平成 21～23 年度のアオキの食痕調査及び平成 21～22 年度の農家アンケート調査から得られた生息点について、1km バッファを発生させ、森林地域の連続性を考慮した空間補完により推定したもの。

## オ 妊娠率分析結果

毎年度冬季に、市町村の有害捕獲で捕獲したメス個体の一部と県捕獲のメス個体について、モニタリング調査を行っている。

平成 27 年度はモニタリングを行った 54 個体中、2 才以上の成獣メスは 35 個体であった。

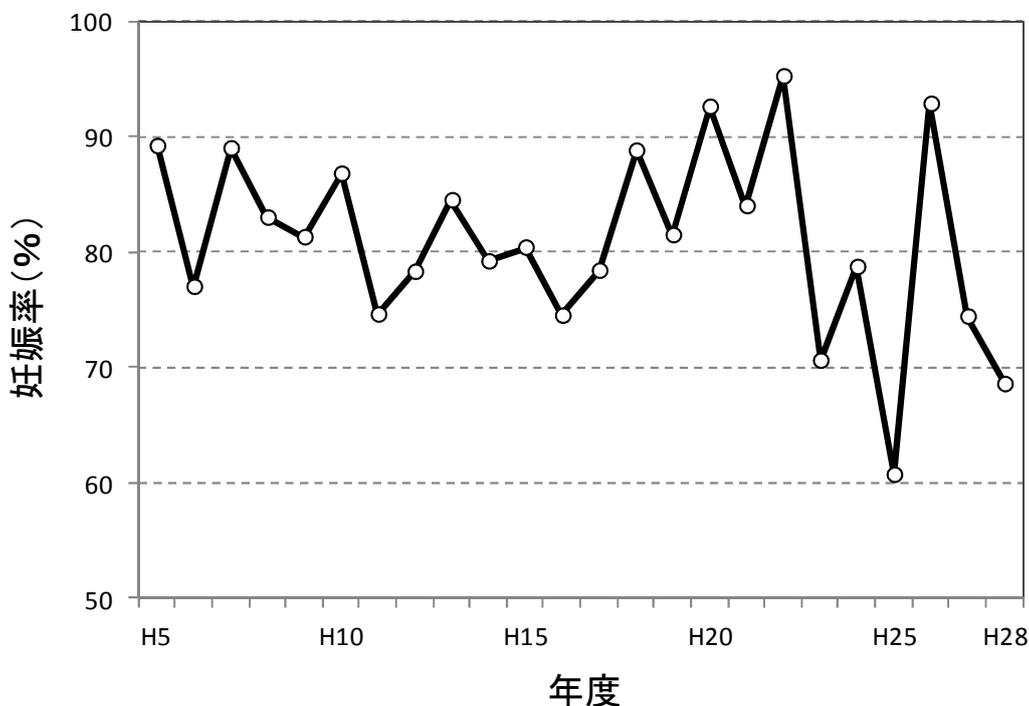


図 14 冬季に捕獲されたニホンジカ成獣メスの妊娠率の経年変化

- 平成 27 年度は成獣メス 35 個体中 24 個体が妊娠しており、妊娠率は 68.6%であった。
- 平成 27 年度は妊娠率が最も低かった平成 24 年度に次いで 2 番目に低い値となった。

## 2 平成 28 年度ニホンジカ狩猟(案)について

### (1)平成 28 年度におけるニホンジカ狩猟(案)

第3次計画に基づき、下記のとおりとする。

なお、安全対策強化のため県の主催する講習会の受講を義務付け、未受講者は承認しないこととする。また、承認候補チームの講習受講者が8名に満たなかった場合、当該チームは承認しないこととする。

表 16 平成 28 年度ニホンジカ狩猟(案)

網猟・わな猟		銃猟		
・当該狩猟者登録のみで狩猟できる	・当該狩猟者登録のほか、県の承認を得なければ狩猟できない	市 町 村 名	承認限度 チーム数	承認限度人数 (1チーム8~20名)
		・1人狩猟期間中 40頭まで	・1人狩猟期間中 20頭まで	市 原 市
		勝 浦 市	3	24~60名
		大 多 喜 町	5	40~100名
		御 宿 町	1	8~20名
		鴨 川 市	5	40~100名
		鋸 南 町	2	16~40名
		君 津 市	7	56~140名
		富 津 市	5	40~100名
		南 房 総 市	1	8~20名
		上記以外の地域	0	0名
		合 計	31	248~620名

○平成 27 年度の規制内容から変更なし。

### (2)平成 28 年度におけるニホンジカの狩猟に係る安全対策(案)

#### ア 銃猟(シカ猟)における入猟者承認の活用

市町単位で承認チーム数(1チームを8名~20名とする)を設定し、狩猟者の集中による事故の発生を防止する。

#### イ 講習会の受講義務付

銃猟(シカ猟)については、県が開催する安全に関する講習会の受講を義務付け、未受講者は不承認とする。

なお、講習会は2回開催するが、どちらか1回の受講をもって可とし、受講者が8名に満たなかったチームは、チーム全員を不承認とする。

#### ウ 巡回指導の強化

- ① 鳥獣保護管理員による巡回
- ② 県職員による巡回
- ③ 承認者であることがひと目で分かるように腕章等(各市町ごとに色分け)を作成し、承認者に着用を義務付ける。

#### エ 狩猟解禁に関する広報の実施

- ① 県による広報
  - ・ホームページへの掲載

- ② 市町への広報依頼
  - ・ホームページへの掲載
  - ・市町広報誌への掲載
  - ・回覧による周知
  - ・無線による広報

#### オ 狩猟者への啓発

- ① 講習会において、安全狩猟を講義
- ② 安全狩猟啓発用パンフレットの作成・配布

#### カ 関係機関等への情報提供・協力依頼

- ① 狩猟事故・違反防止対策会議の開催  
県関係機関・警察・海上保安庁・森林管理事務所・東京電力・NTT・東大演習林・猟友会等関係機関を集めた会議を開催し、シカ猟の解禁について情報提供するとともに狩猟事故防止の取組みについて協力を依頼する。
- ② 安全対策会議の開催  
上記（カ）①の狩猟事故・違反防止対策会議を踏まえ、各地域振興事務所及び自然保護課（千葉市・市原市）主催で、各市町村・地元警察署・地元猟友会・鳥獣保護管理員等を集めた会議を開催し、シカ猟の解禁について情報提供するとともに狩猟事故防止の取組みについて協力を依頼する。

#### キ その他

狩猟を実施していく中で発生した問題点や各関係者から出された要望・提案等に対しては、その実施の可能性について十分に検討し柔軟に対応する。

### 3 平成 28 年度ニホンジカ管理事業の実施方針(案)について

#### (1) 目標捕獲数(案)について

表 17 平成 28 年度のニホンジカ目標捕獲数(案)

	平成 28 年度 当初推定生息数	目標	最低捕獲数 (=推定増加数)	目標捕獲数
第 3 次計画 の対象区域	15,571 頭(中間値) (上限値:20,187 頭 下限値:10,920 頭)	生息数を減少させる	5,326 頭(中間値) (上限値:6,904 頭 下限値:3,735 頭)	最大限捕獲する

○推定増加率 1.342 (1.291~1.393) (浅田・落合 2007)

○目標捕獲数の設定：平成 26 年度より目標捕獲数を最大限捕獲することとしており、推定生息数が大きく増加していることも踏まえ、平成 28 年度においても、これまで以上に捕獲を進め、県内全域で生息数を減少させることを目標に最大限捕獲することとする。

表 18 平成 28 年度の捕獲区分別のニホンジカ目標捕獲数(案)

区分	目標捕獲数	前年度実績との比較	対応事業
市町等による捕獲	最大限捕獲する	—	市町の実施する捕獲事業に対し補助することにより、捕獲を促進する。 活用事業:野生獣管理事業 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業
狩猟	302 頭	±0 頭 ±0%	網猟及びわな猟については県内全域を解禁する。捕獲上限は 1 人当たり 40 頭とする。銃猟については、安全面を考慮し、一部地域のみ解禁し、解禁市町においては、入猟者承認制度により人数制限を行う。捕獲上限は 1 人当たり 20 頭とする。
県による捕獲	別途、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画により設定	—	指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲を生息密度の低い生息域外縁部において実施予定。

## (2) 糞粒調査について

### ア 委託先

一般競争入札にて委託業者を決定

### イ 事業計画

糞粒調査については、平成 24 年度まで生息域を二分して隔年で調査を実施していたが、平成 24 年度に新規ラインを 52 ライン追加してライン数が 224 ラインとなったことから、平成 25 年度以降は県内の生息域を 3 つに区分して 3 年で一回りするよう調査を実施している。

3 年周期にしたことにより調査頻度が減ることから、経時変化把握のため、鴨川市（保護管理ユニット G1）、勝浦市（ユニット U1）、いすみ市（ユニット H2）については毎年調査を実施することとしている。

#### ① 実施ライン数

平成 28 年度は長柄町 3 ライン、長南町 5 ライン、睦沢町 1 ライン、一宮町 1 ライン、勝浦市（保護管理ユニット U1）2 ライン、いすみ市 16 ライン、御宿町 4 ライン、館山市 2 ライン、鴨川市（ユニット G1）2 ライン、南房総市 19 ライン、鋸南町 9 ライン、富津市 16 ラインの計 80 ラインを実施する。

ニホンジカとキョンの糞粒調査を併せて実施し、糞は短径が 7mm 以上のものはニホンジカ、7mm 未満のものはキョンとして区分して集計する。

#### ② 調査時期

平成 28 年 12 月～平成 29 年 1 月の間に実施する。

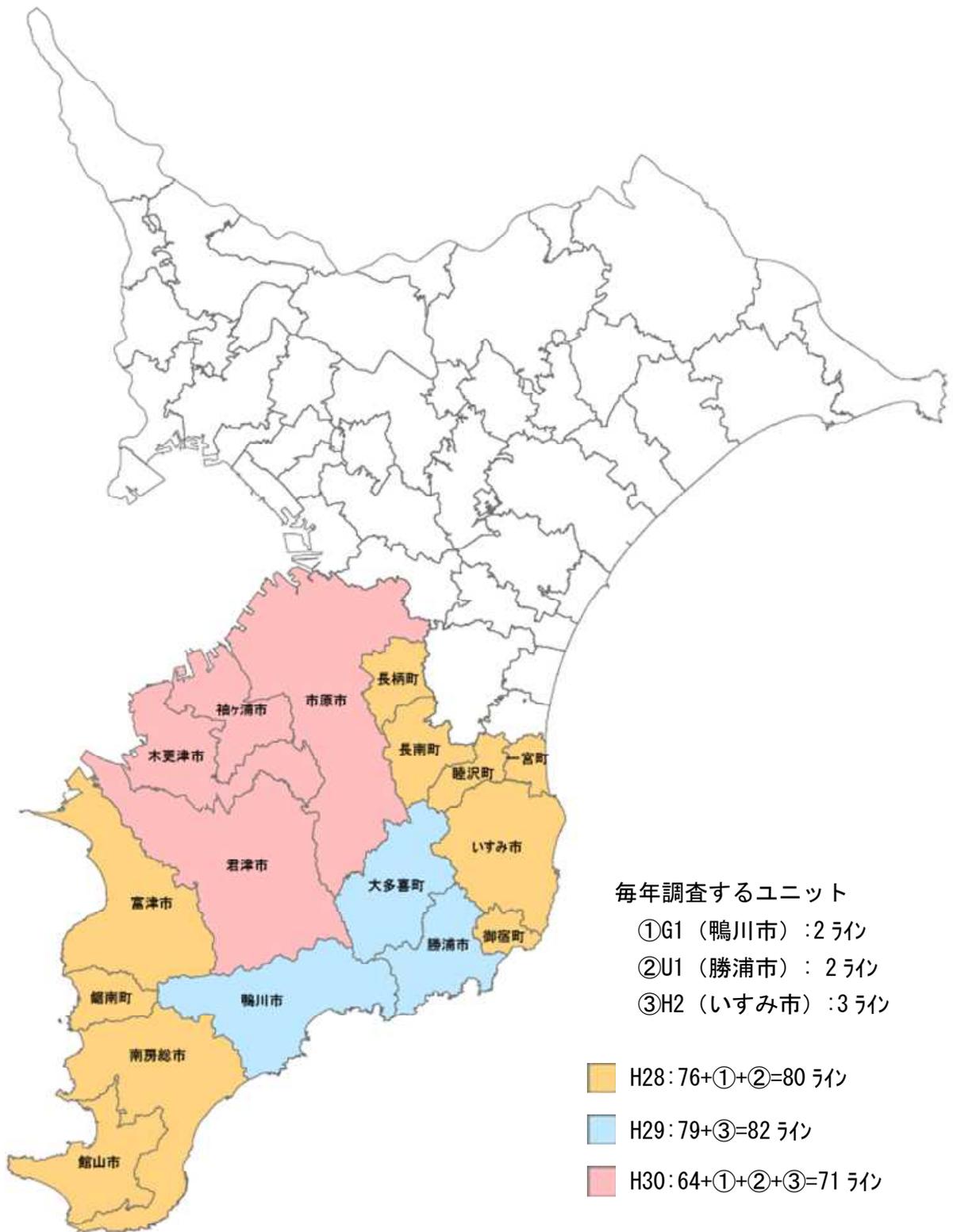


図 15 糞粒調査計画

### (3) 個体モニタリング調査について

#### ア 委託先

一般競争入札にて委託業者を決定（糞粒調査とあわせて委託）

#### イ 事業計画

市町村の有害捕獲で捕獲したニホンジカのメス個体の一部と県捕獲のメス個体の下顎若しくは頭骨、子宮（胎仔を含む）、腎臓及び周囲の脂肪についてサンプル回収し、年齢査定、妊娠査定、脂肪蓄積量測定を行う。本調査により、繁殖状況及び栄養状態の把握を行う。

##### ① 予定モニタリング数

35 頭程度を予定。

##### ② 調査時期

平成 28 年 12 月～平成 29 年 3 月の間に実施する。

### (4) 森林植生衰退状況調査について

#### ア 委託先

株式会社 野生動物保護管理事務所

#### イ 事業計画

県内のニホンジカ及びキョン分布域内における自然植生への両種による影響を把握することを目的に、森林植生の衰退状況調査を行う。

##### ① 調査地点数

調査地点は 54 地点とし、5 倍地域メッシュ（5 km メッシュ）内に、1 メッシュ 1 地点を選定する。各調査地点は原則として糞粒調査ラインを含むもしくは近接する地点とし、それぞれの調査地点において、10 m × 10 m の調査区を設定する。下層林床植生については調査区内にサブプロットを設定して調査する。

##### ② 調査項目

林相、地形、斜度、植被率、低木の種名・個体数、ディアライン、ニホンジカ及びキョンの痕跡等

##### ③ 調査時期

平成 28 年 7 月～平成 28 年 8 月の間に実施する。

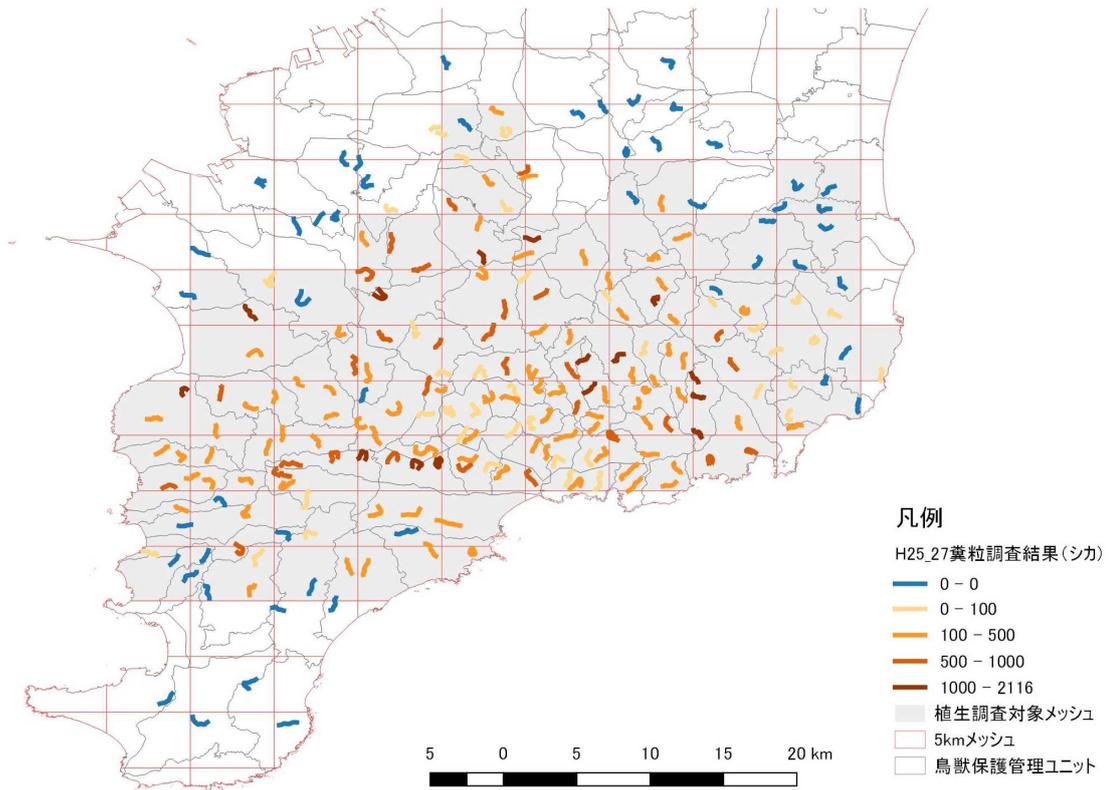


図 16 ニホンジカの糞粒調査結果と森林植生衰退状況調査予定メッシュ

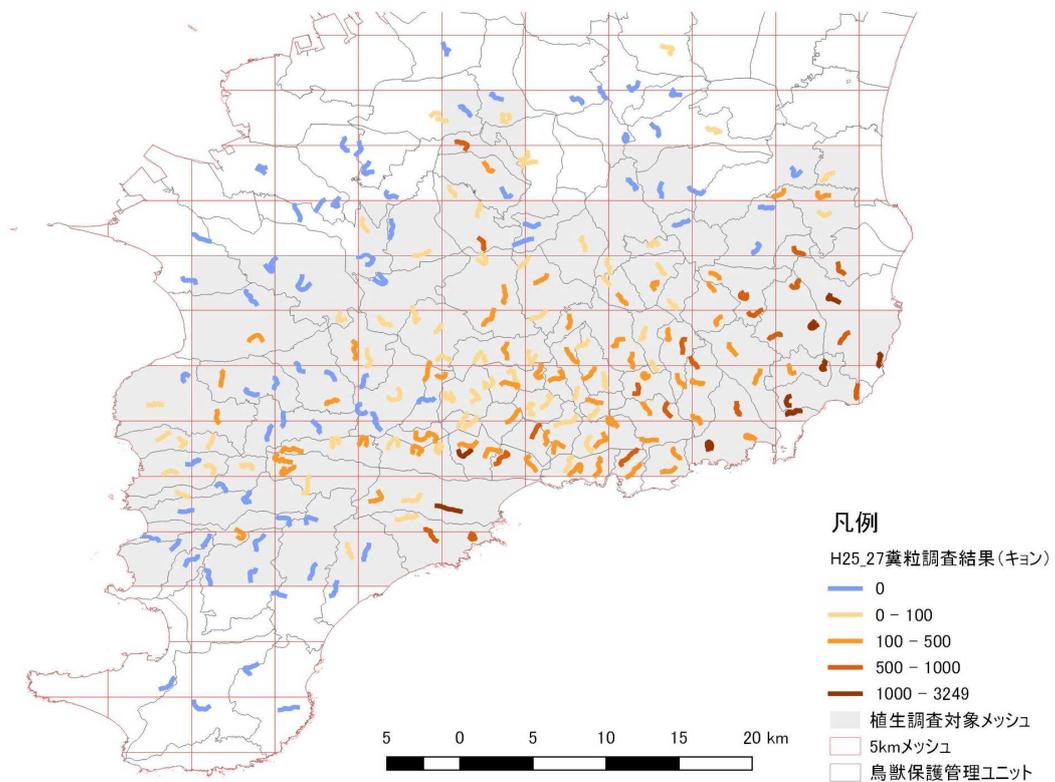


図 17 キョンの糞粒調査結果と森林植生衰退状況調査予定メッシュ

# 千葉県環境審議会鳥獣部会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県環境審議会運営規程（以下「審議会規程」という。）第7条及び第13条の規定により、千葉県環境審議会鳥獣部会（以下「部会」という。）の議事及び運営に関し、審議会規程に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(小委員会の設置等)

第2条 部会に下表の左欄に掲げる小委員会を置き、それぞれ対応する同表の右欄に掲げる事務を所掌する。

小委員会の名称	所掌事務
ニホンザル小委員会	ニホンザルの保護管理に関すること。
ニホンジカ小委員会	ニホンジカの保護管理に関すること。
イノシシ小委員会	イノシシの管理に関すること。
アカゲザル小委員会	アカゲザルの防除に関すること。
キョン小委員会	キョンの防除に関すること。
アライグマ小委員会	アライグマの防除に関すること。

2 部会長は、必要と認めるときは、特別の案件を審議するため、前項に規定する小委員会以外的小委員会を設置することができる。

3 部会長は、必要と認めるときは、二以上の小委員会の所掌に係る案件について審議するため、二以上の小委員会の合同の小委員会を設置することができる。

(諮問の付議)

第3条 部会長は、千葉県環境審議会会長から諮問の付議を受けた場合は、当該諮問を前条により設置した適当な小委員会に付議することができる。

ただし、鳥獣保護事業計画、鳥獣保護区の指定及び拡張に関する事項についてはこの限りでない。

(小委員会の会議)

第4条 小委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員、専門委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(小委員会の決議)

第5条 部会長は、一の小委員会の決議を他の小委員会に付することが適当と認めるときは、当該決議に係る案件を当該他の小委員会に調査審議させることができるものとする。

2 審議会規程第7条第4項の規定により準用する同規程第6条第1項の規定は、次の各号に掲げる事項についてのみ適用する。

- 一 特定鳥獣保護管理計画の進行管理及び当該計画の変更を伴わない実施方法等の改善に係る検討に関する事項
- 二 特定外来生物防除実施計画の変更、進行管理及び当該計画の変更を伴わない実施方法等の改善に係る検討に関する事項
- 三 前2号に掲げるものの他、あらかじめ部会で議決した事項

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、部会及び小委員会の議事及び運営に関し必要な事項は部会長又は委員長がそれぞれ定める。

附 則

この規程は、平成25年8月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月19日から施行する。